

## 宿泊税の導入について

ニセコ町

本町では、平成27年(2015年)より観光環境目的税(宿泊税)の導入検討を進めてきました。このほど、導入する税制及び導入に向けたスケジュールについて詳細が固まりましたのでお知らせします。

### 1. 宿泊税の税制について

**これまで検討していた定率制を改め、段階定額制での導入を目指します。**

本町では、宿泊税の導入検討当初から、税率は倶知安町と同様に定率制で導入することを目指していました。その理由は、税の公平性などをはじめとして、さまざまな観点から本町では定額制よりも定率制の方が望ましい税制であると判断したためです。そのため、これまで本町では、この考えを宿泊事業者をはじめとした町内外のみなさんと議論し、一定の合意形成が図れていたところです。

一方で今年に入り、北海道でも宿泊税の導入が進められることとなりました。現在、北海道から公式な見解として示されている税制はありませんが、道が主催する懇談会では一律定額と段階定額での導入が議論された一方、定率制については議論されていません。また、これまで本町と北海道庁(経済部観光局)の担当者間でも税制など協議を重ねた結果、北海道が定率制で宿泊税を導入する可能性はほぼないと判断に至りました。

本町では、地方分権のもと対等・協力の関係に北海道との間において、課税自主権を有するそれぞれの自治体の意思を尊重することも重要であることから、現在に至るまで様々な機会での協議や情報収集を行い、地域や観光客にとってより良い制度となるよう連携を模索しています。そして、これらの協議等を踏まえ、北海道がいずれ宿泊税を定額制で導入することを前提に、本町の宿泊税制を見直した次第です。

これは、本町が定率制で宿泊税を導入したのち、北海道が定額制で宿泊税を導入した場合、宿泊事業者のみなさんの事務処理は非常に複雑になることが明白であり、納税者である宿泊客のみなさんにもわかりにくい税制となってしまいます。一方、持続する観光地を形成するうえでの課題解決に向けた政策を進めるには相応の財源が必要であり、本町の推計では一律定額の場合は相当高い税額にしない限り、政策の効果を保証できるだけの財源が確保できないことが判明しています。

以上のことからニセコ町は、『納税者や事業者の負担軽減』と『政策の実効性を担保できる税収』、この双方を両立できる税制として、定率制から段階定額制に修正のうえ導入を目指します。

なお、免税点や課税免除の規定などは、従来から示している案のまま変更はありません。

**■ニセコ町が導入する宿泊税の税率(案) 新旧対照表** ※免税点はいずれも設定しない

新		旧
<b>段階定額制:</b> 1 人 1 泊あたりの宿泊料金に対して 下表の税額を適用		<b>定率制:</b> 宿泊料金に対して 2 % (倶知安町と同様)
宿泊料金(人/泊)	税額(人/泊)	
~19,999 円	200 円	
20,000 円~49,999 円	500 円	
50,000 円~99,999 円	1,000 円	
100,000 円~	2,000 円	

**【参考】税率の違いによる推計税収**

本町では、地域内の観光課題を解決するため、地域内交通の充実や観光人材の確保など、毎年約 2 億 5,000 万円程度を要して様々な政策を進めたいと考えています。そしてこれらの政策の最も有効な財源となる宿泊税は、政策を効果的かつ持続させるためにも一定の税収を確保することが重要です。

そこで本町では税率を定率制から段階定額制へ修正する際、様々なパターンで推計を行いました。段階の設定においても、納税者や宿泊事業者の負担を大きくしないことと、一定程度の税収の双方が極力両立できることを心掛け、最終的に上記の税率案で設定することとしました。

※町が想定している宿泊税の用途は、本町ウェブサイトの宿泊税のページで掲載している「詳細資料」でご確認ください

**表 新案(段階定額制)と旧案(定率制)やその他の税率による推計税収の違い**

(推計基礎:「観光予報プラットフォーム推進協議会」提供の 2022.4~2023.3 の町内宿泊数(延べ 436,356 泊))

税率	推計税収	導入税率との差額
<b>新案(段階定額制)</b>	<b>約 1 億 7,000 万円</b>	—
旧案(定率制 2%)	約 1 億 9,000 万円	約 2,000 万円
一律定額(150 円/人・泊)	約 6,500 万円	約△1 億 500 万円
道懇談会提示の段階定額案 (100 円・200 円・500 円)	約 8,500 万円	約△8,500 万円

**2. 今後の導入スケジュール**

- ・宿泊税条例案は町議会 12 月定例会に提案します
- ・極力早い導入を目指します(最短の場合令和 6 年(2024 年)11 月 1 日の導入)

本町では宿泊税の導入検討を平成27年(2015年)から進めており、地域内でも多くの議論が重ねられてきました。また、本町が宿泊税の使途として考える観光振興の課題には、地域内交通の充実など、一刻も早く対応すべきものが多くなっています。同時に、観光入込の増大によるごみ処理費用など、一般財源の持ち出しで対応している負担解消も喫緊の課題です。

一方で、北海道の宿泊税導入議論はまだ税制の公式発表もなく、本町をはじめとした各地域との協議も始まっておらず、実際の導入時期は不透明なままです。また、どのように宿泊事業者と協議を進め、その事務負担軽減を図っていくのかも明らかではありません。

これらのことから、本町では北海道の宿泊税導入と足並みを揃えることは、本町内の持続する観光地づくりへの取り組みを停滞させることになりかねないため、先行して一刻でも早い導入と課題解決に向けた政策を進めることに努めます。

なお、本町の場合は観光シーズンが夏季(新緑～紅葉まで)と冬季(積雪期)に二極化していることから、導入のタイミングはその端境期で行うことが望ましいと考えています。すなわち、各シーズンの繁忙期前となる11月または6～7月ごろに導入することが、宿泊事業者における導入時の混乱を極力避けることになるため、本町で宿泊税を導入できるのは、最も早く令和6年(2024年)11月1日となり、町でもこの時期を目標に導入作業を進めます。

なお、前述の導入まで最短のスケジュールで想定した場合、条例案の可決から宿泊税導入までの大まかなスケジュールは以下のとおりです。

### ■ニセコ町における宿泊税導入の大まかなスケジュール

区 分	2023 (R5)		2024 (R6)												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
条例案パブリックコメント	★														
条例案の町議会提出		★													
総務大臣との協議			→												
周知期間			→												
宿泊税導入作業 (啓発資材作成等)						→									
宿泊事業者説明会	★						→								
宿泊税制度の施行													★		

### 3. 問い合わせ先（電話番号 0136-44-2121）※直通番号はございません

税務課(松田・鈴木) zeimu@town.niseko.lg.jp

商工観光課(川埜・米田・阿部) kankou@town.niseko.lg.jp